

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った被保険者 にかかる国民健康保険税の減免に関する Q&A (令和 2 年度版)

国 立 市 健 康 福 祉 部
健康増進課 国民健康保険係

質問の一覧

1. 申請について	3
Q1-1 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか。	3
Q1-2 令和 2 年度の国民健康保険税納税通知書がまだ届いていませんが、申請はいつからできますか。 3	
Q1-3 令和元年度と令和 2 年度の両方の保険税の減免申請をしたいのですが、それぞれ申請する必要 がありますか。	3
Q1-4 令和元年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はで きますか。	3
Q1-5 申請の期限はありますか。	4
Q1-6 申請をしてから減免の決定まではどのくらいかかりますか。	4
2. 減免の要件について	4
Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。	4
Q2-2 国保上の世帯主が国保の加入者ではありません。この場合も、主たる生計維持者は国保上の世 帯主となりますか。	4
Q2-3 共働きの世帯なのですが、主たる生計維持者を 2 名とすることは可能ですか。	5
Q2-4 新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。	5
Q2-5 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。	5
Q2-6 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。	5
Q2-7 要件 1 に、収入が「前年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること」とありますが、 減少見込み額はどのように算出すればよいですか	5
Q2-8 要件 1 の「減少する見込み」の収入に、雑収入や株の取引による収入は含みませんか。	5
Q2-9 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比 10 分の 3 以 上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計し た場合には前年比 10 分の 3 以上の減少には達しません。この場合は減免の要件 1 には当てはまりませ んか。 6	
Q2-10 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や都から支給される「特別定額給付金」	

などの各種給付金は含まれますか。	6
Q2-11 事業収入について前年比 10 分の 3 以上の減少見込みなのですが、令和元年中は必要経費の額が多く、事業所得は 0 となっていました。この場合減免の要件には当てはまりませんか。	6
Q2-12 要件 2 の「前年の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得（雑所得や株式の譲渡所得等）がある場合は、それも含めますか。	6
Q2-13 「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をしたあとの額ですか、また純損失・雑損失の繰越控除や居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか。	7
Q2-14 要件 3 の「減少が見込まれる収入」とは要件 1 でいう前年比 10 分の 3 以上の減少が見込まれる収入のことですか。	7
Q2-15 要件 3 の「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」とは、例えば、前年の所得に事業所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の 4 種類の所得があり、「減少が見込まれる収入」が事業所得のみの場合に、不動産所得となりますか、それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となりますか。	7
Q2-16 要件 1～3 の「前年」とは、それぞれいつを指しますか。また、令和元年度国民健康保険税の減免申請をする場合と令和 2 年度国民健康保険税の減免申請をする場合で異なりますか。	7
Q2-17 前年の所得の中にマイナスの金額のものがある場合、要件 2・3 の「前年の所得の合計額」はどのように計算しますか。例えば、前年比 10 分の 3 以上の減少が見込まれる収入が事業収入と給与収入のとき、前年の事業所得がマイナス 100 万円、給与所得が 400 万円、雑所得が 200 万円、株式の譲渡所得がマイナス 300 万円の場合、どうなりますか。	8
3. 減免の対象となる保険税について	8
Q3-1 令和 2 年 5 月に、「令和 2 年度国民健康保険税（平成 30 年度相当分）」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和 2 年 6 月 1 日となっていますが、これについては減免の対象となりますか。	8
Q3-2 国立市の国民健康保険に加入する手続きを令和 2 年 2 月に行い、令和元年の 12 月まで遡って国保に加入しました。今回 5 月に初めて納税通知書が届き、12 月分以降の保険税が令和 2 年 6 月 1 日の納期限でかかっています。この場合、減免の対象になりますか。	8
Q3-3 Q3-2 のような場合、令和元年度国民健康保険税のうち、令和 2 年 2 月分以降の額の算出（月割の計算）はどのように行えばいいですか。	8
4. 減免される金額の計算について	9
Q4-1 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。	9
Q4-2 「(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年と比べ一定以上減少する見込みの世帯」の場合も減免によって保険税額が全額免除されることはありますか。	9
Q4-3 主たる生計維持者の前年の所得が Q2-17 のような場合、B の計算はどうなりますか。	9

Q4-4 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額がマイナスの場合、減免対象税額 ($A \times B / C$) の計算結果が A の額を超えることが考えられますが、その場合、減免対象税額はいくらになりますか。 9

Q4-5 世帯に「前年の所得の合計額」がマイナスの被保険者がいる場合、C の計算の際にマイナスの金額は通算しますか。例えば、被保険者が 2 名の世帯で、主たる生計維持者の「前年の所得の合計額」が 500 万円、もう一人の「前年の所得の合計額」がマイナス 100 万円の場合、C の金額はどうなりますか。 10

1. 申請について

Q1-1 申請は郵送でも可能ですか、またオンライン申請はできますか。

(回答)

郵送による申請は可能です。窓口での感染拡大を防止するため、窓口でなく郵送による申請を奨励しています。オンラインによる申請は受け付けておりません。申請をご希望される方は、HP から申請書を印刷して郵送していただくか、印刷環境がない方へはこちらから申請書を郵送いたしますので、国民健康保険係までお問い合わせください。

Q1-2 令和 2 年度の国民健康保険税納税通知書がまだ届いていませんが、申請はいつからできますか。

(回答)

令和 2 年度の国民健康保険税納税通知書は、令和 2 年 7 月中旬に発送予定となっております。減免については、納税通知書がお手元に届いてからご申請ください。

Q1-3 令和元年度と令和 2 年度の両方の保険税の減免申請をしたいのですが、それぞれ申請する必要がありますか。

(回答)

恐れ入りますが、申請は各年度においてそれぞれ行ってください(申請書もそれぞれご用意ください)。両年度の申請を同時に出される場合は、記入する項目は共通するものが多いので、年度によって異なる部分以外は複写で構いません。その場合も、押印については複写ではなくそれぞれ押していただくようお願いいたします。また、添付書類につきましては、共通するものについては再度提出する必要はございません。

Q1-4 令和元年中の収入・所得について、まだ確定申告ができていません。この場合、減免申請はできますか。

(回答)

今回の減免の要件である、前年の収入や所得には、確定申告された金額を用います。そのため、令和元

年中の所得の確定申告をまだされていない場合は、減免要否の判定をすることができません。恐れ入りますが、確定申告をされてからご申請いただきますようよろしくお願いいたします（給与収入のみであった方については、事業所が申告している場合確定申告は不要です）。また、同一世帯内に 18 歳以上の未申告者（扶養控除の対象となっている方は除きます）がいる場合についても、減免額の正確な計算ができませんので、ご申告をしていただいてから減免の申請をしてください。

Q1-5 申請の期限はありますか。

（回答）

申請は原則納期限までをお願いいたします。納期限を過ぎている場合も申請を受け付けますが、その場合は納期限を過ぎてからの申請となった理由をお伺いします。また、現在のところ、令和 3 年 3 月 31 日を過ぎてからの申請についてはお受けする予定がございません。減免を希望される場合はお早めにご相談ください。

Q1-6 申請をしてから減免の決定まではどのくらいかかりますか。

（回答）

申請を受理してから概ね 2 週間以内に、減免の決定通知書及び減免後の国民健康保険税の納税通知書を発送いたします。必要書類の不備や調査等が必要な場合、これよりも遅くなる可能性がございます。

2. 減免の要件について

（主たる生計維持者について）

Q2-1 主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。

（回答）

主たる生計維持者は、原則国保上の世帯主（被保険者証に記載されている世帯主）を指します。実態的に、国保上の世帯主以外の方の収入で生計が維持されている場合は、申請時にその旨をお申し出ください。

Q2-2 国保上の世帯主が国保の加入者ではありません。この場合も、主たる生計維持者は国保上の世帯主となりますか。

（回答）

国保上の世帯主が国保の加入者でない場合も、国保上の世帯主を主たる生計維持者として減免判定いたします。国保上の世帯主が国保の加入者ではない場合、この国保上の世帯主を擬制世帯主と呼びます。この場合、要件 1～3 中の収入・所得については、擬制世帯主の収入・所得を指し、減免対象税額（ $A \times B / C$ ）を計算する際の C は、擬制世帯主と世帯内の被保険者全員の所得を合計した額となります。

Q2-3 共働きの世帯なのですが、主たる生計維持者を2名とすることは可能ですか。

(回答)

共働きの世帯の場合等も、主たる生計維持者を2名とすることはできません。Q2-1の回答のとおり、主たる生計維持者は、原則国保上の世帯主であり、必ず1名です。

(主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合について)

Q2-4 新型コロナウイルス感染症により死亡したことはどのように確認しますか。

(回答)

医師の死亡診断書により確認いたします。

Q2-5 「重篤な傷病を負った」とはどのような場合を指しますか。

(回答)

1カ月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合を指します。申請時には、医師の診断書により確認いたします。

(要件1について)

Q2-6 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少とはどのような場合を指しますか。

(回答)

新型コロナウイルス感染症それ自体や、その拡大防止のための措置によるものを指します（直接的であるか間接的であるかを問いません）。新型コロナウイルス感染症の影響が経済・社会全体に大きく生じていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響でないことが明らかな場合（懲戒解雇や令和元年（平成31年）中の離転職が原因である場合等）を除いて、その理由によって申請を却下するものではありません。

Q2-7 要件1に、収入が「前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること」とありますが、減少見込み額はどのように算出すればよいですか

(回答)

令和2年中（令和2年1月から12月まで）の収入見込み額をご自身で算出していただき、前年の収入金額から差し引くことで算出してください。令和2年中の収入見込み額の算出方法については、令和2年1月から直近の月までの収入実額に、12月までの月ごとの収入見込み額を足して算出する方法や、前年の年間収入額から、取引先の倒産等で回収不能となった金額を引いて算出する方法が考えられます。国立市が合理的と判断するものであれば、令和2年中の収入額の算出方法は問いません（算出方法については申請書に記載または添付してください）。

Q2-8 要件1の「減少する見込み」の収入に、雑収入や株の取引による収入は含みません

か。

(回答)

含みません。減少する見込みの収入として認定する収入の種類は、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであり、その他は対象ではありません。

Q2-9 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、事業収入については、前年比 10 分の 3 以上の収入減少が見込まれますが、不動産収入については、減少する見込みがなく、二つの収入を合計した場合には前年比 10 分の 3 以上の減少には達しません。この場合は減免の要件 1 には当てはまりませんか。

(回答)

当てはまります。事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかであるため、どれか一つでも該当すれば、要件 1 に当てはまります。四つの収入のうち、他の収入についても前年比 10 分の 3 以上の減少見込みである場合のみ、その収入についても合計して減免の判定を行います。

Q2-10 「保険金や損害賠償等により補填されるべき金額」に国や都から支給される「特別定額給付金」などの各種給付金は含みますか。

(回答)

国や都から支給される各種給付金は、減少した収入から控除する額には含めません。

Q2-11 事業収入について前年比 10 分の 3 以上の減少見込みなのですが、令和元年中は必要経費の額が多く、事業所得は 0 となっていました。この場合減免の要件には当てはまりませんか。

(回答)

要件には当てはまりますが、減少する見込みの収入にかかる前年の所得額 (B) が 0 の場合は、減免額の計算 ($A \times B / C \times d$) において、前年の所得額 (B) をかける関係で減免額が 0 となるため、本減免の申請は不要です。

(要件 2 について)

Q2-12 要件 2 の「前年の所得の合計額」とは、事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入にかかる所得の合計額ですか、それともそれ以外の種類の所得（雑所得や株式の譲渡所得等）がある場合は、それも含めますか。

(回答)

含めます。「前年の所得の合計額」は、主たる生計維持者の前年のすべての所得を合計した金額です。

Q2-13 「前年の所得の合計額」とは、配偶者控除や社会保険料控除等の各種控除をしたあとの額ですか、また純損失・雑損失の繰越控除や居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除をしたあとの金額ですか。

(回答)

「前年の所得の合計額」は、配偶者控除や社会保険料控除等の地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する各種控除については、控除する前の金額です。なお、地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する基礎控除 (33 万円) についても控除する前の額です。また、地方税法第 313 条第 8・9 項に規定する純損失・雑損失の繰越控除や租税特別措置法に規定する居住用不動産の買い換え等にかかる特別控除等の特別控除については控除した後の額となります。

(要件 3 について)

Q2-14 要件 3 の「減少が見込まれる収入」とは要件 1 でいう前年比 10 分の 3 以上の減少が見込まれる収入のことですか。

(回答)

その通りです。前年比 10 分の 3 以上の減少見込みがある収入を指します。

Q2-15 要件 3 の「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」とは、例えば、前年の所得に事業所得・不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の 4 種類の所得があり、「減少が見込まれる収入」が事業所得のみの場合に、不動産所得となりますか、それとも不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額となりますか。

(回答)

その場合、後者の不動産所得・雑所得・株式の譲渡にかかる所得の合計額を指します。「事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれか」の限りではありません。

(要件 1～3 の「前年」について)

Q2-16 要件 1～3 の「前年」とは、それぞれいつを指しますか。また、令和元年度国民健康保険税の減免申請をする場合と令和 2 年度国民健康保険税の減免申請をする場合で異なりますか。

(回答)

令和元年度・令和 2 年度のいずれの場合も、要件中の「前年」はすべて**令和元年**を指します (令和元年中の収入・所得で判定します)。また、減免額を計算する際の B・C における「前年」についても同様に令和元年を指します。

※令和 3 年度については令和 2 年を指します。

(前年の所得に金額がマイナスの所得がある場合の要件 2・3 の所得額の計算について)

Q2-17 前年の所得の中にマイナスの金額のものがある場合、要件 2・3 の「前年の所得の合計額」はどのように計算しますか。例えば、前年比 10 分の 3 以上の減少が見込まれる収入が事業収入と給与収入のとき、前年の事業所得がマイナス 100 万円、給与所得が 400 万円、雑所得が 200 万円、株式の譲渡所得がマイナス 300 万円の場合、どうなりますか。

(回答)

要件 2・3 の「前年の所得の合計額」の計算の際は、金額がマイナスの所得がある場合も通算します。ご質問の例の場合、要件 2 の「前年の所得の合計額」は、200 万円 $(-100+400+200+(-300)=200)$ となり、要件 3 の「減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額」はマイナス 100 万円 $(200+(-300)=-100)$ となります。

3. 減免の対象となる保険税について

(令和元年度より前の国民健康保険税について)

Q3-1 令和 2 年 5 月に、「令和 2 年度国民健康保険税（平成 30 年度相当分）」と書かれた納税通知書が届きました。納期限が令和 2 年 6 月 1 日となっていますが、これについては減免の対象となりますか。

(回答)

対象となりません。減免の対象となる年度は、令和元年度（平成 31 年度）と令和 2 年度の 2 年度のみです。平成 30 年度以前の分につきましては、納期限が令和 2 年 2 月以降に設定されていたとしても今回の減免の対象とはなりません。

(令和元年度国民健康保険税の令和 2 年 2 月以降の額について)

Q3-2 国立市の国民健康保険に加入する手続きを令和 2 年 2 月に行い、令和元年の 12 月まで遡って国保に加入しました。今回 5 月に初めて納税通知書が届き、12 月分以降の保険税が令和 2 年 6 月 1 日の納期限でかかっています。この場合、減免の対象になりますか。

(回答)

全部ではなく、一部が対象になります。令和 2 年 1 月以前の分が令和 2 年 2 月以降の納期限で課税されている場合は、令和 2 年 2 月分以降の保険税額を月割で計算し、その分の額が減免申請の対象額となります。

Q3-3 Q3-2 のような場合、令和元年度国民健康保険税のうち、令和 2 年 2 月分以降の額

の算出（月割の計算）はどのように行えばいいですか。

（回答）

月割計算は非常に複雑ですので、申請者ご自身で算出していただく必要はございません。ご申請時に令和2年2月分以降の金額となっていない場合は、こちらで月割計算を行い減免の対象となる税額を修正いたします。ご申請の際には、令和2年2月以降の納期限の保険税額を記入していただくのみで問題ありません。

※月割計算の基本的な考え方は、（令和元年度国民健康保険税額×令和2年2月以降の令和元年度加入月数（1か2）／令和元年度加入月数）となりますが、被保険者によって加入月数が違う場合等は、これより複雑になります。

4. 減免される金額の計算について

Q4-1 減免される金額は減少した収入の減少割合によって決まらないのですか。

（回答）

決まりません。減免される金額は、減少割合ではなく、主たる生計維持者と被保険者の「前年の所得の合計額」の合計額に対する減少した収入に係る所得の金額の比率と、主たる生計維持者の「前年の所得の合計額」によって決まります。令和2年中の収入見込み額は、減免の要件にのみ関係し、減免される金額には関係しません。

Q4-2 「(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年と比べ一定以上減少する見込みの世帯」の場合も減免によって保険税額が全額免除されることはありますか。

（回答）

あります。減免額の計算（ $A \times B / C \times d$ ）において、 $A \times B / C = A$ （ $B = C$ のとき等）となり、 $d = 1$ となれば、(2) の世帯の場合も申請した保険税の全額が免除されます。主たる生計維持者のみの世帯で、前年の所得が減少見込みの収入にかかる所得のみ、かつその所得金額が300万円以下の場合等が考えられます。

（主たる生計維持者の前年の所得に金額がマイナスの所得がある場合のBの計算について）

Q4-3 主たる生計維持者の前年の所得が Q2-17 のような場合、B の計算はどうなりますか。

（回答）

B の計算の際には、マイナスの所得は通算しません（金額がマイナスの所得は0として計算します）。Q2-17 のような場合、B の額は400万円（ $0 + 400 = 400$ となり、 $-100 + 400 = 300$ とはなりません）となります。

Q4-4 主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる所得以外の前年の所得の合計額

がマイナスの場合、減免対象税額 $(A \times B / C)$ の計算結果が A の額を超えることが考えられますが、その場合、減免対象税額はいくらになりますか。

(回答)

$(A \times B / C)$ の計算結果が A を超える場合、A が減免対象税額となります（減免対象税額が A を超えることはありません）。例えば、主たる生計維持者の所得が Q2-17 のような場合、世帯に主たる生計維持者の他に被保険者がいないとすれば、 $(B=400)$ 万円に対し $(C=200 \text{ 万円})$ となるため、 $(B / C=2)$ となり、 $(A \times B / C)$ の計算結果が $2A$ （A の 2 倍）となりますが、減免対象税額は $2A$ ではなく A となります。

（世帯に「前年の所得の合計額」がマイナスの被保険者がいる場合の C の計算について）

Q4-5 世帯に「前年の所得の合計額」がマイナスの被保険者がいる場合、C の計算の際にマイナスの金額は通算しますか。例えば、被保険者が 2 名の世帯で、主たる生計維持者の「前年の所得の合計額」が 500 万円、もう一人の「前年の所得の合計額」がマイナス 100 万円の場合、C の金額はどうなりますか。

(回答)

C の算出の際、「前年の所得の合計額」がマイナスの被保険者がいる場合は、その方の所得を 0 として計算します（マイナスの金額は通算しません）。ご質問の例の場合、C の金額は、500 万円となります（ $500+0=500$ となり、 $500+(-100)=400$ とはなりません）。